

平成 18 年 5 月 22 日

各位

会社名 南海電気鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山中 諄  
(コード番号 9044 大証・名証第 1 部)  
問合せ先 執行役員 I R 広報部長  
津崎 幸雄  
(TEL 06 - 6644 - 7125)

## 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、本日開催された当社取締役会において、本年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時総会」といいます。）において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下「本基本方針」といいます。）が株主の皆様にご承認されることを条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上を目的として、本基本方針に基づく当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）の具体的内容を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、社外監査役 3 名を含む当社監査役 5 名はいずれも、本対応策の導入に同意しております。

### 1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社グループは、鉄道沿線地域を主たる事業エリアとして、交通運輸事業を基軸に不動産事業、流通事業、レジャー事業、建設事業等を展開し、総合生活企業として持続的な成長を遂げてまいりました。現在、当社グループは、高いクオリティを持つ企業集団としての「南海グループ」への変革の実現と、全国的に信頼される「南海ブランド」の確立という二つの中長期経営ビジョンの下、平成 17 年度から 19 年度を期間とする 3 か年経営計画「進化 123 計画」に取り組むことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に取り組んでおります。

まず、当社グループが長期的な成長を持続するためには、主たる事業エリアである沿線エリアの価値向上が必要となります。そこで、当社は、(i)難波地区の魅力向上、(ii)観光客等の誘致、及び(iii)居住人口の定着促進に努めております。例えば、現在、当社グループは、難波駅南側において「なんばパークス 2 期事業」を平成 19 年春の開業に向けて推進中ですが、これは同事業からの直接的事業収益はもちろんのこと、難波地区の集客力向上を通じた鉄道旅客増加への相乗効果、難波を玄関口とする南大阪地域全体の沿線価値向上への波及効果も目的としたものであります。また、沿線価値向上の取組みに当たっては、沿線住民、行政機関等との連携、協力をを行い、良好な信頼関係の維持・強化に努めることも必要となります。

次に、3 か年経営計画「進化 123 計画」においては、現行事業のブラッシュアップと市場変化を先取りした新たな事業展開を行うこと、「攻勢型」企業グループの構築、並びに有利

子負債圧縮及び内部留保の蓄積による財務体質の強化を基本目標に掲げております。

当社は、これらの施策を通じて、平成 19 年度の数値目標である、連結経常利益 130 億円、連結有利子負債残高 5,300 億円以下を達成するべく、鋭意努力しているところです。

なお、当社は、社会の不可欠なインフラの一部を構成し、人命を預かる鉄道事業者に求められる使命を全うするため、中長期的な視点から安全対策等への設備投資、社員教育等も重要と考えております。これらが確保されることにより、当社グループ全般への信頼、ひいては「南海ブランド」が醸成され、当社の株主の皆様への利益に資するものと考えております。

また当社では、取締役12名中3名の社外取締役、監査役5名中3名の社外監査役を選任しておりますほか、さらなる取締役会の監督機能の強化及び機動的な業務執行体制の確立を目的として、昨年6月29日から執行役員制度を導入するなど、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

## 2. 本対応策導入の目的

本対応策は、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。当社は、大量買付行為（下記 3.に定義されます。以下同じ。）がなされた場合の判断は、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えています。そして、当社株主の皆様が、適切にご判断を行うためには、大量買付行為が行われようとする場合に、大量買付者（下記 3.に定義されます。以下同じ。）及び当社取締役会双方から当社株主の皆様に対し、必要かつ十分な情報が提供されるとともに、当社株主の皆様や当社取締役会が当社株式の大量買付行為について検討し、当社取締役会が代替案を提示するための合理的な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言に従いながら、大量買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、慎重に検討したうえで意見を公表いたします。さらに、必要であれば、大量買付者と交渉したり、株主の皆様に対する代替案の提示を行います。

以上のとおり、当社取締役会は、大量買付行為が上記見解に基づく合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものと考え、以下のような内容の当社株式の大量買付行為に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。なお、当社の平成 18 年 3 月 31 日現在の大株主の状況は、別紙 1 のとおりです。

## 3. 大量買付ルールの設定

当社取締役会は、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）のうち、当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の

<sup>1</sup> 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において、別段の定めのない限り同じとします。

<sup>2</sup> 証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。本書において、同じとします。

株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付等、又は当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかに該当するもの(以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。)については、以下に定める大量買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えます。この大量買付ルールとは、事前に大量買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始する、というものです。大量買付ルールにおける大量買付行為開始までの流れは、以下(1)号から(4)号に記載のとおりです。

### (1) 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書(以下「意向表明書」といいます。)をご提出頂くこととします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先及び企図されている大量買付行為の条件その他の概要を明示して頂きます。

### (2) 情報の提供

次に、大量買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報(以下「大量買付情報」といいます。)を提供して頂きます。その項目は以下のとおりです。当社取締役会は、上記意向表明書受領後5営業日以内に、大量買付者から当初提供して頂くべき大量買付情報のリストを大量買付者に交付します。

大量買付者及びそのグループ(共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者及び(組合・ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、経歴又は沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。)

大量買付行為の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。)

買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情

<sup>3</sup> 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において、同じとします。

<sup>4</sup> 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。 について、同じとします。

<sup>5</sup> 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において、同じとします。

<sup>6</sup> 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において、同じとします。

<sup>7</sup> 証券取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。本書において、同じとします。

<sup>8</sup> 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)。本書において、同じとします。

報並びに買付にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。)及び買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)

大量買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策(運輸事業における運輸政策、安全管理策、投資政策、運賃政策等を含みます。)その他買付後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針

その他当社取締役会が合理的に必要と判断する資料

なお、当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実及び大量買付情報(3)に基づき追加提供を受けた情報を含みます。)その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

### (3) 大量買付情報の追加提供

当社取締役会は、大量買付情報の提供を受けた場合、提供された大量買付情報の検討を開始します。

この場合に、当初提供して頂いた情報だけでは大量買付情報として不足していると当社取締役会が認めるときには、十分な大量買付情報がそろうまで追加的に情報提供をして頂くことがあります。かかる場合、当社取締役会は、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、当社取締役会が追加で必要とする情報及び当該情報が必要となる理由を通知するものとし、大量買付者には、かかる回答期限までに、上記情報を提供して頂きます。

### (4) 評価等の実施

上記の結果、当社取締役会が十分な大量買付情報の提供を受けたと判断した場合、当該買付等の内容に応じて、以下の又はによる期間(以下「評価期間」といいます。)大量買付情報の内容について当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等(以下「評価等」といいます。)を行います。大量買付行為は、この評価期間が経過した後初めて開始され得るものとし、

対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合には 60 日間

その他の買付けの場合には 90 日間

当社取締役会は、評価等を行うにあたり十分な大量買付情報の提供を受けるため、並びに追加提供を受けるべき情報の有無及び内容について、外部専門家の勧告又は助言を受けることができるものとし、

また、当社取締役会は、大量買付行為の内容の検討・大量買付者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で評価期間を延長することができるものとし、

なお、当社取締役会は評価期間が開始した場合及び評価期間を延長する場合には、速やかにその旨開示するものとし、後者の場合には、評価期間を延長するに至った理由、

延長期間その他適切と認める事項についても、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

#### **(5) 意見開示・代替案提示**

評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大量買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### **4. 大量買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置**

大量買付者によって大量買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上を目的として、大量買付者等による権利行使は認められないとの行使条件、及び当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付された新株予約権（その概要は別紙2にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、その他法令又は当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大量買付行為に対抗することがあります。

大量買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る当社株式の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保及び向上させるという観点から、株主の皆様、このような大量買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価・意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障すること等を目的とするものです。大量買付ルールが遵守されている場合、又は大量買付行為によって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害することとなることが明らかである場合を除き、当社取締役会の判断のみで大量買付行為を阻止するための対抗措置をとるものではありません。

上記の対抗措置により、結果的に、大量買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大量買付ルールを無視して大量買付行為を開始することのないよう予め注意を喚起いたします。

#### **5. 本対応策の導入手続及び有効期間等**

##### **(1) 本対応策の導入手続**

本対応策は本定時総会において、一定の当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の決定を株主総会決議事項とする旨の定款変更議案（その詳細については、当社の平成18年5月22日付「定款の一部変更について」と題するプレス・リリースをご参照ください。）及び本基本方針にかかる議案が承認可決されることを条件としており、導入時に株主の皆様のご意向を確認するものとなっております。

##### **(2) 本対応策の有効期間、廃止及び変更**

本対応策の有効期間は、3か年経営計画「進化123計画」における経営責任を全うするた

め、計画の終了期である平成 20 年 3 月期にかかる定時株主総会の終結時までとします。従いまして、本対応策を継続する場合には平成 20 年 3 月期にかかる定時株主総会において再度株主の皆様のご意思を諮ることになります。

本対応策は有効期間中であっても、当社株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることとします。また、本対応策は、本基本方針に反しない範囲で、当社取締役会の決議によって変更することができるものとします。

当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

## **6. 株主・投資家に与える影響等**

### **(1) 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等**

大量買付ルールは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会等を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大量買付ルールの設定は、当社株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主の皆様及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 4. において述べたとおり、原則として、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、当社株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

### **(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等**

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、本新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大量買付者等を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは原則として想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、本新株予約権の無償割当てを行った場合の本新株予約権の行使又は当社による取得についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

#### **株主の皆様が本新株予約権を行使する場合**

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株

予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個あたり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。

#### 当社が本新株予約権を取得する場合

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって本新株予約権を取得することがあります。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者(別紙 2 に定義します。)でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出頂くことがあります。

なお、当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手續を行って頂く必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手續は不要です。) 割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。上記のほか、割当方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

また、本対応策に従い、新株予約権無償割当て決議がなされた場合や、本新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日(別紙 2 に定義します。)前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、当社株式の株価が少なからず変動することもありますので、株主の皆様におかれましては十分ご注意ください。

以上

## 大株主の状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

株主名	株式数（千株）	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	21,328	4.05
日本生命保険相互会社	19,170	3.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,368	1.39
住友信託銀行株式会社	7,297	1.38
株式会社三井住友銀行	7,147	1.35
株式会社泉州銀行	6,895	1.30
株式会社高島屋	5,035	0.95
株式会社紀陽銀行	5,005	0.95
株式会社大林組	4,541	0.86
株式会社竹中工務店	4,170	0.79

## 本新株予約権の概要

## 1. 株主に割り当てる本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

## 2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その所有株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権の無償割当てをします。

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めます。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株あたりの価額は、1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含む。）とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

## 6. 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記 9 項の規定に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者<sup>9</sup>、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者<sup>10</sup>、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(vi) (i)ないし(v)に該当する者の関連者<sup>11</sup>（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者も当該適用法令上適用除外に該当する者等一定の者は行使することができます。また、非居住者の本新株予約権も下記 9 項の取得の対象となります。）。

## 8. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 9. 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間はいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。当社は、当社取締役会が定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされる日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち

<sup>9</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は特定大量保有者に該当しないものとします。本書において、同じとします。

<sup>10</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注 10 において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注 10 において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 3 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は特定大量買付者に該当しないものとします。本書において、同じとします。

<sup>11</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

10. 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 18 年 5 月 22 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとし、その後も同様とします。

以上